

地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程

平成24年4月1日

規程第52号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構会計規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第50号）に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争、指名競争、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。

(契約の期間)

第3条 契約の期間は、1年以内の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年にまたがった契約期間とすることが適当と理事長が認めるものについては、複数年の契約とすることができる。

(競争参加者の資格)

第4条 理事長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約責任者」という。）は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争又は指名競争による競争（以下「競争」という。）に当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争に参加できる者は、別に定めがある場合を除き、長崎市の競争入札有資格者名簿に登録されているものとする。

3 契約責任者は、長崎市により指名停止等の措置がなされている者を当該指名停止等の期間、競争に参加させないことができる。

4 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があ

った日から起算して2年間競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 第28条の監督又は第29条の検査の実施に当たり法人の職員（法人から委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった日から起算して2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
(一般競争)

第5条 契約責任者は、一般競争に当たっては、当該一般競争に関する公告をし、不特定多数の者をして行わなければならない。

- 2 契約責任者は、必要があると認めるときは、あらかじめ一般競争に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模、状況等を要件とする資格を定めることができる。
- 3 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該一般競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者に、さらに当該一般競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該一般競争を行わせることができる。
- 4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(一般競争の公告)

第6条 一般競争の公告は、一般競争執行日の前日から起算して5日前までに、次に掲げる事項を記載し、法人の掲示場への掲示及びホームページへの掲載により行うものとする。

- (1) 一般競争に付する事項
- (2) 一般競争に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争の執行の場所及び日時
- (5) 一般競争の無効に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、必要があると認めるときは、前項の公告に係る期間を短縮することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、建設工事に係るものについては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間を公告の期間とする。

(一般競争の執行の延期又は取消)

第7条 契約責任者は、必要があると認めるときは、一般競争の執行を延期し、又は取り消すことができる。

(一般競争における予定価格)

第8条 契約責任者は、契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を定めなければならない。

2 予定価格は、一般競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(一般競争の執行及び再執行)

第9条 一般競争の執行は、第6条第1項の規定により公告した場所において、一般競争に参加する者(以下「競争参加者」という。)を立ち合わせて行わなければな

らない。この場合において、競争参加者が立ち会わないときは、契約責任者が適当と認める者を立ち合わせることができる。

2 競争参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 契約責任者は、第1項の規定により執行した場合において、提出された入札書のうち予定価格の制限の範囲内の価格の申し込みがないとき（第13条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の申し込みがないとき）は、直ちに、再執行をすることができる。

(一般競争における交渉権者の決定)

第10条 契約責任者は、前条の規定により一般競争を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者（第13条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者）を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、申込をした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）が、次の各号に掲げる場合にあつては、交渉順位を付された者の順位に従い、次順位の交渉権者を第一交渉権者とするすることができる。次順位の交渉権者を第一交渉権者とした場合で、次の各号に該当することとなったときも、また同様とする。

(1) 申込の価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。

(2) 契約を締結することにより、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

2 前項ただし書の規定により第一交渉権者を決定しようとするときは、その理由及び状況を明らかにしなければならない。

(同額の場合の決定方法)

第11条 契約責任者は、前条の規定により第一交渉権者となるべき者が2人以上あ

るときは、直ちに当該者にくじを引かせて交渉順位を決定しなければならない。

- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代って契約責任者が適当と認める者にくじを引かせることができる。

(一般競争における契約価格の決定)

第12条 契約責任者は、第一交渉権者を決定したときは、その者と交渉し、契約価格を決定しなければならない。ただし、交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、その者との交渉は保留とし、交渉順位に従い次順位の交渉権者と交渉を行った上で、契約価格を決定することができる。

- 2 前項の規定により契約価格を決定したときは、その価格を提示した者を契約の相手方とするものとする。

(最低制限価格)

第13条 契約責任者は、一般競争により工事、製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

(指名競争)

第14条 指名競争によることができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

(指名競争の参加者の資格)

第15条 第5条第2項から第4項までの規定は、指名競争に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争の参加者の指名等)

第16条 契約責任者は、指名競争により契約を締結しようとするときは、当該指名

競争に参加することができる資格を有する者のうちから、当該指名競争に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の規定により指名競争に参加させようとする者を指名する場合には、契約責任者は、第6条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を指名する者に通知しなければならない。

3 契約責任者は、第1項の規定により指名競争に参加させようとする者を指名するときは、原則として3人以上を指名しなければならない。

(指名競争の予定価格等)

第17条 第7条から第13条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(随意契約)

第18条 随意契約によることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 250万円

イ 財産の買入れ 160万円

ウ 物件の借入れ 80万円

エ 財産の売払い 50万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ アからオに掲げるもの以外のもの 100万円

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争に適しないものをするとき。

(3) 緊急の必要により競争に付することができないとき。

(4) 競争に付することが不利と認められるとき。

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (6) 競争に付して参加者がいないとき、又は再執行に付して交渉権者がいないとき。
- (7) 第12条第2項に規定する契約の相手方が契約を締結しないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が承認したとき。

2 前項第6号の規定により随意契約をする場合は、履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(見積書の徴取及び省略)

第19条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- (1) 地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 1件の予定価格が10万円（修繕に係るものにあつては、20万円）以下であるとき。
- (3) 契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。
- (4) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるもののとき。
- (5) 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理等の契約であつて、修理前において適正な比較見積が期待できないとき。
- (6) 緊急の必要により他の者から見積書を徴するいとまのないとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 会場使用料及び食糧費で、契約責任者が見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- (2) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入など契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約をするとき。
- (3) 定期刊行物（新聞、雑誌等）その他のもので相手方によって価格差のないもの

を購入するとき。

- (4) 災害その他の特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をするとき。
- (5) 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で、複数の相手方と同一内容の契約をするとき。
- (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約をするとき。
- (7) 財産の売払い以外で、法人の収入となる契約をするとき。
- (8) その他契約責任者が見積書の徴取の必要がないと認めるとき。

(せり売り)

第20条 せり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをするときとする。

2 第6条第1項及び第7条の規定は、せり売りの場合に準用する。

(契約書の作成)

第21条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりこれに該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (5) 監督及び検査
- (6) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (7) 危険負担
- (8) かし担保責任

(9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(契約書の省略)

第22条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約による場合で、契約金額（単価契約にあつては、執行予定額）が100万円（工事又は製造の請負にあつては、250万円）未満の契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 随意契約（執行予定額が100万円以上の単価契約を除く。）について、契約の性質又は目的により契約責任者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- (4) 地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と契約するとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、当該契約について必要な事項を記載した見積書その他適当な文書を契約の相手方から徴しなければならない。この場合において、第19条第2項各号に該当するときは、前段に規定する文書を省略することができる。

(契約保証金の納付)

第23条 契約責任者は、法人と契約を締結する者に現金又は担保をもって、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、法人の収入となる契約をするときは、この限りでない。

2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保をもって代えることができる。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和20年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (2) 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証

(契約保証金の免除)

第24条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と2回以上締結してこれらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (4) 契約書を作成しない場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (5) 地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が納付させる必要がないと認めるとき。

(契約保証金の還付)

第25条 契約保証金は、契約履行後に還付する。

(契約保証金の帰属)

第26条 前条の規定に関わらず、契約の相手方に契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによるものとする。

(工事等の設計、積算等)

第27条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約を締結するにあたり、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に委託して設計若しくは積算又は競争に係る事務を行わせることができる。

(監督)

第28条 契約責任者又はその指定する監督を行う職員（以下「監督職員」という。）は、工事、製造その他の請負契約を締結した場合における契約の適正な履行を確保

するため、立会い、指示その他の方法によって必要な監督を行わなければならない。

- 2 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。
- 3 契約責任者は、必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に監督を委託して行わせることができる。

(検査)

第29条 契約責任者又はその指定する検査を行う職員（以下「検査職員」という。）

は、請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は資産の既納部分（以下「既済部分等」という。）の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。この場合において、物件の買入れの契約に係る検査の実施に当たっては、原則として、契約の相手方に納品書を添付して当該物件を納入させなければならない。
- 3 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。
- 4 契約責任者は、必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に検査を委託して行わせることができる。

(検査調書の作成)

第30条 検査職員は、検査をしたときは、検査に関する調書を作成しなければならない。ただし、契約金額（部分払いをする場合は、当該部分に対する代価）が100万円（工事又は製造の請負契約にあつては、250万円）以下の場合又は物品の

購入若しくは修理の場合は、債権者の請求書等に押印してこれに代えることができる。

2 前項の規定は、検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(履行遅滞による違約金)

第31条 契約責任者は、契約の相手方が、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（既済部分等がある場合は、当該部分に対する金額を契約金額から控除した金額）に対し、年5%の割合を乗じて計算した額とする。

(契約の解除)

第32条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を約定しなければならない。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の相手方又はその代理人その他契約の相手方の使用者等が監督若しくは検査の執行を妨げたとき又は偽りその他の不正の行為があると認めたとき。

(3) その他契約の相手方が契約に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方が契約保証金の納付を免除されているときは、契約書に定めるところにより、天災その他契約の相手方の責めに帰することのできない事由による場合を除き、違約金を徴収しなければならない。

第33条 契約責任者は、やむを得ない事由があると認めたときは、契約の相手方と協議のうえ契約を解除し、その履行を中止させることができる。この場合において、既済部分等に対しては、その相当額を支払い、引渡しを受けることができる。

(委任)

第34条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(契約事務の承継)

2 施行日前に長崎市病院局契約規程に基づき行った契約の準備に係る手続き、その他の行為は、この規程の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。